

第382回団体交渉PAダイジェスト

日時 2018年2月16日（金） 15：30～17：00

場所 神谷町ビル9階

1. 長期化するシステム障害について

システム障害

（組合）A I Gコネクトの入口である接続障害は、相当程度落ち着いてきていると感じる。しかし、システムの中身の障害は、継続して発生している。幾つかに分けて説明を求めたい。

（会社）この場で回答できるものはほとんどない。システム関連については、書面を出していただければ各部署に確認して後日回答する。

取消再計上業務

（組合）最近でいえば、契約の一部で申込書と証券の記載が異なり、誤った保険料での請求や、契約取消と再計上による証券回収などの指示が職場で報告されている。これまでの内部でのエラーとは次元の異なるシビアなものだ。事象や発生件数は把握しているのか。また、証券回収時の交通費や別途手当等の支給を求めたい。

（会社）具体的な件数は把握していない。事象については、おすすめコースとの相違などがあるということは認識している。

サポートセンター

（組合）サポートセンターの対策について伺いたい。

（会社）急に人員を増やしたとしても教育や育成はすぐに出来ないので、本社スタッフが交代で対応している。

（組合）昨日の利用時も20分程度要した。回線が繋がっても、その場で解決することは少ない。

（会社）迷惑をかけていることは事実だが、出来ることは限られている。サポ

ートセンターのこともあるが、そもそもは、全体の計画のことである。

日常業務

（組合）日常業務にかなりの負担が生じており、代理店では相当程度の契約流出があると思う。サポートにも、支店にもつながらず、ＳＣにまで電話がかかってきている状況で、まさに悪循環だ。早急な対応を求めたい。

（組合）火災保険では、本日受け取った４月満期２６件中、保険料表示のないものが１１件、借家人賠償特約を付帯している契約は、「リビングパートナー」という商品となり、長期年払だった契約が長期一時払となっているものが１件だった。満期件数の約５割が、一から試算しなければならない状況だ。

さらに、保険料表示があるものでも、多くは前年比１．２倍から１．５倍の保険料となっているので、調整が必要だ。保険料表示のないものは、まず試算をしてから調整が必要で、代理店の意見や個人的な感覚だが、契約者に提示できるレベルの申込書作成まで、一件について１時間はかかっている。そこまでも、契約者への説得力のあるプラン提示が困難な状況である。

新商品となって、メリットのある部分もあろうが、それに見合った料率になっているのか、今後も検証を続けていただきたい。

（会社）契約の継続手続きにかなりの時間を要することは認識している。システムの開発時には、ＰＡの皆さんにもいろいろ話は聞いていたが、その事と現状とはあまり関係はないと考える。

オフライン

（組合）顧客先でプランニングをするために、現在のシステムは使い勝手がよくない。従前とおり、オフラインの試算ソフトの提供を求めたい。

２．統合研修の受講について

（組合）１月１９日付トレーニング部のメールによれば、統合研修について、一部未受講の代理店があるとのことだが、解消されたのか。

（会社）ＡＩＧ損保の保険を取り扱う募集人については、今日時点で完了している。

３．代理店の乗り合いについて

(組合) もともとA I U社では、乗り合いをしている代理店がほとんどとも聞いたことがある。富士では乗り合いは一定の制約があり、P Aからの独立時には、誓約書を求められていた。今般のシステム障害や商品改定、引き受けなどで、代理店も相当な影響を受けている。富士のO B代理店について、他社との乗り合い申請があった場合、基本的には申請を受けるという認識でよいか確認したい。

(会社) 他社との乗り合いについては、特に拒否するという姿勢ではない。基本は代理店会と業界の中で申し合わせがあるので、それに従って対応する。代理店の規模に応じて地域もしくは本部で決裁している。

4. P A制度について

(組合) 「P A社員制度の一部改定案」について申し入れをする。富士支部はこれまで、団体交渉と書面により繰り返し「制度変更による組合員の解雇」は認められないとし、「提案撤回」を求めてきている。

会社は、「提案の撤回は出来ない」として、2015年1月より、富士支部の同意なく解雇制度の導入をしている。私たちは、組合員の解雇提案には同意出来ない。富士支部と本人の同意無く、富士支部組合員に本件解雇制度を適用しないよう、重ねて申し入れをする。准社員に編入された組合員については、速やかに営業社員へ戻すよう申し入れる。

(会社) 既に導入されており制度の撤回はない。今回の准社員の営業社員への復帰も全体に適用した今年度限りのもので、組合からの申し入れへの対応ではない。本年度も12月末に判定をする予定である。新規・増収基準は、いずれもANPである。数値については、今は確認できないが、システム的なことを含めて皆さんに案内していく。

D PWについては、現在確認できるが、富士火災時代の数値と、現在の数値との比較については、検証が必要である。

5. 臨時給与について

(組合) 「収保による支給月数」にある、9月末、11月末、11月末×増収率の数値を確認する方法はあるのか。

(会社) それはない。従来も出来なかった。これからは出来るようになる予定だ。

(組合) 貢献度について、満期帳票の交付もかなり遅れている。「早期継続」や「初回口振」などの見直しはあるのか。

(会社) 貢献度は会社施策により見直される可能性はある。